

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事概要

1 日時

平成27年3月24日（火） 午後2時から午後5時30分まで

2 場所

千葉県庁本庁舎1階多目的ホール

3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長 日暮室長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

田中理事長、相馬理事、吉武事務局次長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長挨拶

(3) 議題

① 報告事項

ア 第五次千葉県障害者計画（案）について

イ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② 平成26年度末までの見直しの進捗の評価（案）

③ その他

(4) 閉会

5 座長挨拶

6 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 三島委員、村山委員

① 報告事項

ア 第五次千葉県障害者計画（案）について

イ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

○ 参考資料 1、2、3、4、5 についての説明

<委員討議>

(佐藤座長)

はい。ありがとうございます。これまでの経過について御説明いただきましたけれども、今の事務局の御説明に関連しまして委員の皆さま何か御質問、御意見ありますでしょうか。

最後の裁判の関係で私の方でコメントを發表していますが、これの趣旨は、刑事の方、色々な御意見が私の方に来ておりますけれども、要するに、有罪判決を受けた人以外にも暴行をしていたのに、何である人達が起訴されないんだとかですね。色々な意見が私の元にも来ておりますけれども、これは刑事の方の裁量でやっていることですので、私の方がとやかく言う話ではありませんが、はっきりしていることは、そこで証言した元職員皆が暴行行為を行っていたということでありまして、特に第2寮での生活は継続的な集団の虐待行為が続いておったということです。今はそんなことないと思いますけれども、長きに渡ってあそこで生活されていた利用者の方を思うと、耳を塞ぎたくなるようなことがずっと続いておったということですね。虐待であるということはまず間違いない訳でして、虐待防止という観点から見た時には、非常なショッキングな事実が刑事法廷の中で次々と明らかになったということ指摘させていただいたということで、もちろん（第三者）検証委員会の中でもそういう指摘をさせていただいておりましたけれども、それがよりリアルな形であそこ（の法廷）で明らかになった訳です。隠れて暴行行為を働く人達が現にいた、そのことを前提にして我々は虐待防止を考えなきゃいけない。そういうつもりで進捗管理をしなければいけない。今職員の皆さんも、管理職の皆さんも一生懸命やってこられていることをもちろん知っていますし、全県が注目しているということももちろん知っております。しかし、隠れて（虐待を）やる奴がいたのであって、全部100パーセント把握することは難しく、隠れてやる奴はいないと誰も断言することはできないんです。進捗管理に当たってもそういう（虐待防止という）視点で継続して管理をしていきたいと、こういう風に思っているという趣旨のコメントであります。委員の皆さま如何でしょうか。いいですか。それでは先に進みたいと思います。

○ 資料 1 についての説明

<委員討議>

(大屋委員)

資料 1 については、この委員会が袖ヶ浦福祉センターの進捗（管理）委員会ということで、その関係の抜粋ということで全くこのとおりでと思うので、この委員会で検討すべきこととまでは言えないのかもしれないのですが、基本的に、発達障害とか自閉症とか知的障害とか、そういう方全体の施策が千葉県でどういう風になっていて、その中で袖ヶ浦福祉センターというのがどういう位置付けになっているのかということは常に考えないと、先に全然拡がらないんじゃないのかなと思うんですよね。今の座長の話にちょっとだけ関わると、他のところでも似たようなこと（虐待行為）はやっている可能性が十分あり得る訳ですね。どこでもあり得る話なので、全体の底上げをしていくということが当然必要なんだろうと思うんです。先程、一番最初の経過のところでも、（27年3月）16日の障

害施策推進会議でしたか、家で（資料を）見させていただいたんですが、その後、ここには書いておりませんが、千葉県発達障害者支援センター連絡協議会というものがありまして、これは千葉県発達支援障害者支援センターの連絡協議会ですから、それほどここ（の資料）に出るほどの大きな会議ではないのかもしれませんが、千葉県には発達障害者支援のための協議会というものがないんですよね。ある県はたくさんあると思うんですけど、千葉県にはそれがありません。発達障害者支援センターの連絡協議会というのは、一部それ（発達障害者支援のための協議会）を兼ねている部分があるんじゃないかと思うんです。その中では、本当にいろいろなことがこの前も議論されてまして、果ては、障害児短期入所施設ももちろん、このほとんどが発達障害に関わっているということの様な意見があって、そういうことも含めた全体の流れというものを考えていく場が必要なんじゃないかということで毎年の様に（意見が）出ております。そういう点からすると、そういう障害を持った人を全体として見るという会が本当は、（障害者）総合支援法の会議で入っているのかもしれないけれども、やっぱりこの（障害者）計画案全部見ても、それを全部まとめて書いてあるものがどこにもないんですよ。まとめて見る機会すら無くなってしまいますので、もう一回確認するために、もし次回チャンスがありましたら、千葉県障害者計画の発達障害、知的障害等に関わる、生まれてから亡くなるまでの間の支援の体制についての抜き書きを全部並べていただくというのがあると一つ再確認の資料たるかなという風に思います。その中で、不幸にして自閉症になる人というのは減らせないし、増えもしなきゃ減りもしないと思うんですけども、行動障害になる人というのは減らせるんですよ。本当は減らせる筈なんです。そもそもならないようにして、しかも、なった方も出来るだけ少しでも幸せにするというようなことを考えていかないと、段々、どんどん狭いところに話が向かっていっちゃうと思うので。非常に長くなって申し訳ありませんが、全体の、千葉県全体の障害福祉に関わる計画について、箇条書きでも結構ですので次回出していただければありがたいかなと。それを基に今後どうあるべきかを常に意識して考えていく必要があるんじゃないかなという風に思います。

（事務局）

分かりました。通し（番号）で言うと3ページ目ですが、カッコ5で入所施設の有する人的資源や機能の活用ということで強度行動障害のある方の支援についてということで抜き書きはしているんですが、全般的にということでございますと他の箇所にも出ているところもございますので、次回以降そこはお示ししていこうと思います。

（大屋委員）

今日用意されているかどうか分からないんですが、CAS（千葉県発達障害者支援センター）の会議でも、計画相談をする人に発達障害に関わる研修を行うというような計画がお有りだということで、そこでまず一つそういう相談を充実させようというようなことであると、それは大変良いことじゃないかと私は思っているんです。そういうものもどんどん（進捗管理委員会に）あげてもらえればありがたいなと思います。

（佐藤座長）

それでは、その今の資料については次回、また御提出いただくということで他に如何でしょうか。

○ 資料 2、3 についての説明

< 委員討議 >

(佐藤座長)

昨年出ました養育園の方のリフォーム工事は着工には至ってはいないということでもよろしいですね。それで養育園の方のリフォーム工事は、着工には至っていないけれどもリフォームの計画は立っていて、今回養育園の方のリフォームについてお示しいただいたということになる訳ですが、こういう風に養育園、更生園それぞれリフォーム工事を毎年進めて行くという、しかも数千万円という程のお金をかけてですね、やっていくということの前提としては、建物全体の建て直しはもうしないのだという、こういう風に理解してよろしいですかね。

(事務局)

建物の建て直しについてですが、現在、(袖ヶ浦福祉)センター全体で定員の規模の縮小に向けて動いております。ですので、建物の建て直しとなってくると、減った後の人の定数を見てからでないと、中々建て直しということは難しいのではないかとこの風に考えております。ですので、すぐに建て直しということは考えにくいところですが、もちろんその建て直しをしないという訳ではなく、きめ細やかなケアの実現のためという目的でございますので、定員削減後の建て直しといったところから考えていきたいと思っております。

(佐藤座長)

平成30年度に向けて定員削減を考えていくということで、人数が少なくなった時点で、その様子、按配、結果を見ながら建物建て直しを検討すると、こういう理解でもよろしいですね。私、(県の)財政状況よく分からないですけれども、建物全体をその規模に応じて建て直すのは相当のお金がかかると思いますが、その時、そこは県としては覚悟を決めて頑張るとこのことですかね。

(事務局)

現状の中で全体の(県の)予算といったものもありますが、私共としましては集中見直し期間が終わりましたから、しっかりと建て直しの方を進めていきたいという風には考えているところではあります。

(村山委員)

それに関わる指定管理を民間が参入しやすいようにしていくところで、やはり住環境が今のままで参入したいところが出てこないという気もしまして、その辺りは指定管理のやり方の中にそういうことも含める。後、住環境を整えるのに県としてもちゃんと予算を取ると、その辺りは話し合いながらやっていくみたいなことも含めた指定管理になっていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

(事務局)

前後してしまう部分ですが、また後で御説明もさせていただこうと思っておりますが、実は前回、方向性ということで御議論いただいた部分でございます。通しページで28ページをお開きいただければと思います。28ページの実施内容というのが前回御議論いただいた今後の見直しの方針という部分でございますが、このイの①のところで、集中見直し期間中の施設環境の整備ということで集中見直し期間後、利用者の特性に合った施設のあり方について検討をすすめるとしており、その中で、平成30年度以降の指定管理者の選定の際にも指定管理者の意見を踏まえて施設整備を行うといったことを盛り込むということを考えております。30年度以降どうするのかということについては、(イの)②に書いておりますが、30年度以降の指定管理者と協議して、開放的で明るく、利用者の障害特性に合った住環境・生活空間となる施設環境を整備するということでございます。

(三島委員)

今の入所施設の更生園の整備の話なんですが、今、佐藤座長の方から、その後立派な(建物の)建て直しといった話もありましたが、イギリスなんかの話をしていると、あんまり立派なものを建てない方が良くないかという話もあります。つまり、あんまりよい建物を作ってしまうと、今度はそこを埋めなくちゃいけないという形になる。特に日本の場合だと、障害の重い人は入所施設、軽い人は地域、そういう分け方ができていますので、結果的に障害の重い人達ばかりが集まるシステムが温存されてしまったんですね。むしろ、やっぱり地域の方でもう少し可能性を確かめてみるという方向に進んでいく必要がある。基本的に重い人は入所施設の中でしかやっていけない、それは一時的には必要ですが。

(佐藤座長)

三島委員の意見はもともとだと思いますが、ただ、今のままのリフォームを続けていって、数が少なくなったところの人達向けの建物建て直しというものを全く考えないというのだとあまりにも無計画だと思いますので、その点をちょっと指摘させていただいたことでもあります。今の三島委員の御意見を踏まえまして、30年度の定員の状況をみたくて、建物の建て直しを含めてですね。県としてそこは真剣に考えるという御答弁をいただきましたのでそういうことで進めて欲しいなという風に思っているところでございます。ここ(センター)がまた集中的に人が集まる場所にはなってはならない、という三島委員の意見はごもともと私は思います。

(金子委員)

こちらの(資料の2の)方は改善状況の調査ということで、点検という何らかの指標に基づいてその事業団の内部がきちんと改善されているかどうかを確認したっていう書き方なので、こういう書き方になってしまうということはもちろん十分理解しているんですが、前も申し上げたんですが、元々(千葉県社会福祉)事業団、支援の現場としての活動というかベースとなるものがあって、あった上でそのどこが機能しなかったのかという問題が起きたり、或いは放置されるに至ったかということがあると思うんです。私がか

らないのは、一人ひとりの職員さんなり、そのチーム、それぞれの段階に応じて、色々な取り組みがあると思うんですが、そういった取り組みが今どういう風になっているのかというのが良く分からないんですね。元々（千葉県社会福祉）事業団さんとして、社会福祉施設としてベースになる元々の委員会活動というものがある訳なんです。その委員会活動が今どのようになっているのか、職員さんの関わりとかですね。一人ひとりがどう関わっているのか、それを管理者がどう運営管理の中できちんとされるように統制しているのか。その辺りがそれぞれの項目別に書かれているので良く分からなかったんです。この項目に対してどういう改善になっているのか、というのは良く分かりましたし、部分的にディスカッション云々いろいろ出ているところも、具体的なところで職員さんの取り組みが見えるところもあるんですが、そこからの、どうしてもこういう書き方だと点検という形なので内部の活動というのが見えなくて、利用者さんへの不適切な支援以前に、一人ひとりの利用者さんの生活を向上していくために日常的にどういう取り組みがあるのかというの、ホームページとかも少し見させていただいたんですが、必ずしも良く分からなかったんですね。その辺りも踏まえながら、こういう点検が行われているんだと思うんですが、もし機会があれば（千葉県社会福祉）事業団独自の取り組みとかベースになるものというものを教えていただければと思います。意見とかお願いということでもよろしく願いいたします。

（佐藤座長）

今の（御発言に対する回答）は事務局でよろしいですか。

（金子委員）

両方なんですね。事務局案は（千葉県社会福祉）事業団さんと打合せをしながらこういう結果として取りまとめていると思いますので、よろしく願いいたします。

（佐藤座長）

ハード面というよりソフト面で冒頭申し上げましたように従前は隠れて（虐待行為を）やっていた訳でして、そういうものがないという風にしなくちゃいけませんし、かつそれを超えて良い支援というものを作り上げていくように御努力いただかないといけませんので、この点についてどういう改善の方向性にあるのか、少し口頭で御説明いただきたいという、こういう御趣旨かなと思いますのでよろしく願いいたします。

（事務局）

まず事務局から御明させていただきたいと思います。今回の確認調査につきましては、11月の事件以降ですね、事業団から出されました改善措置結果報告に基づきまして、それに基づく月次報告の確認という形で毎月調査等を行ってきておりましたので、今お話のありましたとおりの状況になっていたという風に考えられます。今後につきましては、同様に調査を行うとともに、今お話のありました利用者の救援応援への取り組みだとかそういう辺りにもしっかり目を向けてお伝え出来るような形で進めて行きたいとこのように考えております。

(佐藤座長)

(千葉県社会福祉) 事業団の方は特に御発言よろしいですか。中々難しい問題で、隠れて色々(虐待行為を)やられるのを見つけ出すのは難しいんですが、隠しようがないというようなところを作らざるを得ないんですが、中々全国的にそういうものを作っている施設は中々ない訳で難しいところだと思いますが、是非一つよろしくお願いします。

○ 資料4についての説明

<委員討議>

(村山委員)

2ページの譲渡に関わる条件の中で、現状である建物を使って、サービス種別、施設種別と定員と書いてありますが、この施設入所支援の80(名)というのを削減していくという方向性を示すということはないんですか。

(事務局)

こちらにつきましては、平成26年度のアドバンスながうらの入所支援の定員が80名ですので、それをそのまま引き継いでくださる法人を募集するという形です。施設入所の定員自体は、第五次(千葉県障害者)計画の中でも定員の目標をどう定めるかというのは色々議論があったと聞いておりますけれども、現状では待機と言いましょいか、施設入所を希望しながら、中々それが叶わない方も現に多くいらっしゃる、そういった現実も踏まえまして更生園の削減分は(県全体の入所施設の定員数として)落とすけれども、それ以外については基本的に現状維持という方向性を示しておりますので、第五次(千葉県障害者)計画との整合性をとって、アドバンス(ながうら)につきましては当然と言いましょいか、少なくとも第五次(千葉県障害者)計画に関しては現状維持をお願いしたいと考えているところです。

(佐藤座長)

基本的には(アドバンスながうらの入所施設定員は)現状維持、そういうことですね。

(三島委員)

それに関係して、僕は(社会福祉)事業団系のところが今全国でどういう動きをしているのか、調べてみたんですよ。そうすると大阪とか、後、高知は(社会福祉)事業団に準じたところですが、今後の計画は施設の入所定員の定数半分ぐらいにしているんです。ここ(袖ヶ浦福祉センター)も半分っていう話でして。それは良いのですがアドバンスながうらの方に全部袖ヶ浦福祉センターの定員減のしわ寄せをしてはいけない、アドバンスながうらから地域移行していく流れを作らなくてはならない。その時に入所でも定員が80(名)とか90(名)とかが十年間固定になりますと、世の中の流れから相当遅れます。もしもそうなる、利用者の出入りが少なくなる訳で、皆ご老人になっていきます。大屋委員も仰ってましたけれど、行く場所が無くなって、入所施設やむなしになってしまう訳

です。そうすると一番好ましくない形になるので、入所型でもどんどん地域展開していきけるように定員の読み変えが出来るような形が必要です。そういう意味では、あの時こういうこと（虐待事件）があつて、大幅にチェンジをするチャンスだったのにそれをしないで、むしろ（アドバンス）ながうらの方に（袖ヶ浦福祉センターの定員減の）しわ寄せを持って行ってしまったではいけない。

アドバンスながうらの譲渡には凄い懸念があります。今アドバンスながうらは入所型の生活介護の人達、障害が重い人たちが随分増えていますが、施設としては障害の給付費の収入が良いんです。そうすると、なるべく入所型でやって、ちょっと近くに出る程度の生活介護やってという経営になるんじゃないか。地域に出て行くことがリスクを伴う、お金もいると考え理念がないと地域にチャレンジする事業者は出てこない。最悪のケースは、障害の重い人達が入所施設に濃縮されていく、そのシステムがまたアドバンスながうらに移って虐待要因が温存されてしまうことを懸念しています。事業者がそうした理念を持っているかどうかは大事です。

それから、後もう一つの懸念はですね。やっぱり更生園が、こっちのアドバンスながうら等々が（千葉県社会福祉）事業団から形式的には離れます。新しい事業者と考え方が一緒であれば、更生園からアドバンスながうら、アドバンスながうらからまた地域という流れを作ることができますが、そういう流れがもしできない場合は、更生園は孤立してしまう。一時的には縮小されても、質的には籠城体制でまた同じような閉塞状況が出てくると思います。ですから、そういう意味ではアドバンスながうらに関しては、よほど地域での支援をやっていく理念を持ったグループでなくちゃいけないんじゃないか、それが一番僕の懸念するところです。

（佐藤座長）

今の村山委員と三島委員の御意見ですが、これは当初、現状維持を当面という様なお答えでしたけれど、譲渡を受け入れた法人側でどんどん変えていくということは可能な訳だと思いますし、企画提案型ですから、そういう提案がもちろんあつてもよろしいという、そういう風に理解してよろしい訳ですよ。

（事務局）

この後、別冊資料で募集要項の本体と言いましようか、省略なしの全体版でその中で審査基準についてもつけてございます。審査基準の中に地域移行の取組みについて等があります。この後、審査基準の（御説明の）ところで今の御質問に対しての答えになるようなところを御説明させていただきたいと思ひます。

（佐藤座長）

では、後で出てくるわけですね。今の中で確認しておきますけれども、今村山委員とか三島委員から出た意見というのは、もちろん審査に当たって、（アドバンスながうら譲渡に係る）選定委員会にこの委員会からこういう意見が出ていたということをお伝えいただけるといふ風に理解してよろしいですかね。

(事務局)

先程いただいた御意見、実は三島委員からの御意見、正に審査基準、募集要項を作る際に御意見をいただいているところでございます。反映させている形でのものをお見せしていない状況でございますので、そういった御意見もあったと思いますので、これについては引き続き有識者の御意見のところでもお伺い出来ればと思います。

(佐藤座長)

御議論していただくこととして、もう一点確認ですが、今応募者の資格のところには本当に行政的な資格要件が記載をされているだけですけれども、この記載の中で言うと例えば(千葉県社会福祉)事業団が応募するということもこの要件からすると可能な訳ですが、(千葉県社会福祉)事業団も考えてはおられないと思いますけれども、そういうことは念頭にないことですよ。

(事務局)

その点については、そのとおりです。

(佐藤座長)

そうすると、今御説明のあった所謂選考の結果、該当なしという場合もあり得ると、こういう話ですが、大卒のところでの質問なんですけれども、該当がない場合は(千葉県社会福祉)事業団が(アドバンス)ながうらについて更に引き続き運営をしていくという、こういう理解でよろしいですかね。

(事務局)

はい。当分はそういった形になります。

(佐藤座長)

だから、該当がないというのは、(千葉県社会福祉)事業団がそのまま運営するっていうのは、そういう選択を(アドバンスながうらの譲渡に係る選定)委員会の方でしたという、こういう話かなという風に理解をしております。その辺りの中身の議論は改めて審査基準のところの後(の説明)で出てくる様ですのでそこでまた、御議論いただければと思います。

(三島委員)

その関連ですが、この場(千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会)は虐待防止のための進捗管理委員会ということで、虐待防止に関しては入所型施設のシステムそのものが問われているということで(入所施設の規模の)大きさも少し小さくしていったら等々、(千葉県社会福祉)事業団の中から自主事業を外していくような方向が出ている訳ですので、このアドバンスながうらの譲渡問題も、虐待の問題の一部として取り上げていくことが必要だと思っています。佐藤座長に聞きたいことなんです。

(佐藤座長)

私もそう思っていますが、一切情報が伝わって来ませんので困ったなという風には前々から思っているところではございます。これについては進捗管理委員会として興味と関心を持っているということですが、(アドバンスながうらの譲渡に係る) 選定委員会がどういう委員の方が選ばれているのかについても情報も一切ございませんし、こちらは今のところ全然蚊帳の外というところなので、引き続き興味と関心を抱きつつ見守るしかないところですね。

(三島委員)

しつこいですが、僕の意見は、要は今事件があり、判決があったということで、当面絶対こういうことはないと思います。でも、システムが残るならば似たような虐待が再発する訳です。そういう意味ではシステム、この入所型施設システムというものについて、何らかのコメントが進捗管理委員会の中から出さなきゃいけないと思うんです。

(佐藤座長)

私も同意見です。正に基礎づくりでして、今は緊張していますけれども、(虐待事件が) 風化していった後に、それなりに経った後に、また同じような事態が起きると言うことでは困る訳で、そうならないように進捗管理委員会としても意見を述べたいという風に思っておりますので、事務局の方々その点御配慮いただきたいと思います。

○ 資料5、6、別冊資料1についての説明

<委員討議>

(大屋委員)

これは座長に質問なのですが、資料6の目的というところはこういう書きぶりによろしいということになったのでしょうか。

(佐藤座長)

目的(の)1のところですか。これは新たな今回の案だと思いますけれども。大屋委員の御質問の趣旨がちょっとお聞かせいただけますか。

(大屋委員)

このままだと、このままの案がそのまま成立するなんだろうなと思って、座長もそれで良いのかなと思いましたが。例えば、目的のところに権利擁護を達成するためにとかのことぐらいのことは入っているのではないかなとかという気がしましたが。

(佐藤座長)

そこにニーズを主体とした支援の実現という言葉が入っていますので、それでも良いかなという風には思いますけれども。(目的の) 趣旨としては、御本人の声が中々、他の方に伝わりにくい状況ですのでその御本人の声をきちんと施設の職員さん或いは周りの方に伝

えるということと、今回新たにですね、地域移行に向けて色々御配慮いただくというものが入ったという、そういう趣旨で。この文章だけで足りないということであればまた書き直しても良いですけれども、この文章だけでもそういう趣旨かなと理解はしております。カッコに卒園と書いてあるので、ちょっとこれは限定かなと思います。卒園は取ってもいいのかなとは思いますがけれども。

(金子委員)

通しの21ページのところで、パーソナルサポーターの方から大変有用な提言というか示唆というかが、行われていると思うのですが、こういった27年2月4日の(これまでの派遣による成果としての)例で、引き続き改善が図られるべき点とか注意されていまして、こういった取組みっていうのは日常化されないとあまり利用者さんの支援にはいきて来ないと思うんですね。それぞれセンターでは提言を活用するとともに、という主語がセンターでは、という風にかかれてはいるんですが、具体的に受入側の対応として、センターではというのは、施設長さんなのか、幹部職員の方なのか、誰がどういう機会にどのように今検討しているのかということで、その一旦だけでも結構ですので、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。もう少し申し上げますと、パーソナルサポーターの枠組みを今後(千葉県社会福祉)事業団さんとして、その利用者さんへの支援に繋げていくという意味で、セットだと思うんですね。その辺の受入側の取組みというか、今どんな状況なのかということをお教えいただければと考えています。

(事務局)

今現在、パーソナルサポーターの御報告は虐待防止がメインということもありまして、県にだけ(報告を)いただいております(千葉県社会福祉)事業団さんにダイレクトにいかないようになっているところもあります。個別に御訪問した際に、色々今回評価されているというのが、例えばさっき御説明しましたように、事故報告が前に訪問した時はすぐに出ていなかったよと指摘をパーソナルサポーターの方がされましたら、次回にその方が行かれた際に、また事故があったようではありますが、そちらについてはすぐに取り組みされているということで、パーソナルサポーターの方の提言というか、その場でのサポートというか、アドバイスがそういう風に活かされているということではあるのではないかと考えております。ただ、全体としてはこういう形の書きぶりになってしまうのですが、その他でも色々生活環境を(改善する)みたいので、カーテンを置いてみたりされています。残念ながら、(カーテン設置は)上手くいかず外したようではありますが、そういった提言は日々活かされているものという風に思っております。

(佐藤座長)

金子委員よろしいですか。

(金子委員)

はい。

(佐藤座長)

パーソナルサポーターの方が入って、かなり（養育園第）2寮の方の生活の様子分かる状態になってきているのは良いことだなという風には思っております。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。中々難しいですね、今ちょっと職員さんが何人かお辞めになって、その職員さんたちが我慢されているというの、もちろんお伝ひいただくとありがたいのですが、職員さんの様子を伝えてもらうためにというのではなくて、そのことによって利用者さんにどういふ影響が出ているのかというところを見ていただけると大変ありがたいのかなという風には思ひます。

(村山委員)

パーソナルサポーターの方に地域移行の責任みたいのを負わせるというふうな書き方では違ひではないかと思ひます。あくまで御本人に寄り添ひ、御本人が何を考え何を求めているかというところをどう実現するかというところで、本人と一緒に考えるような立場と思ひます。そこに最初に移行という目的が出てくること自体もやはりそうではなく、自然の流れの中で今の生活が本人にとって良いものになっていく、そしてそれがそのまま、地域でも大丈夫だというところに自然に繋がる形にならなければ、本人が置いてきぼりになると懸念します。

それと、(別冊資料1の)49ページに職員さんが相変わらず(地域移行について)諦めずずっとここにいるしかないみたいな、こういうところも自然に変えていくという形が望ましいので、パーソナルサポーターの方が主導で地域移行をやってしまうと、職員はそこにくっついていくだけで、職員は考えないということになるのを危惧します。職員主導で、サビ管や相談員、児相など本人を取り巻くいろいろな立場の方がいらっしやる中でどういふ形でやっていくのかというところが分かりにくくなるので、その辺り(パーソナル)サポーターさんも分かった上でこの案で、この目的を呑んでいくのか。この後の時間で検討するのですか。

(事務局)

細かい内容につきまして、パーソナルサポーターの方が責任を負うとかそういうことでは当然ないと思ひます。ただ、パーソナルサポーターの方から見て、ちょっと職員さんの方に諦めがあったりというふうなところで、外からそうじゃないんだよ、ということをお言ひいただくということはやっぱり必要なのではないかと思ひます。また、利用者御本人のニーズといった時に、児童施設に加齢児の方がいらっしやると日中活動も成人施設と違って中々上手くいかないというふうなこともあります。もちろん養育園(の職員)でも頑張っはおりますけれども、利用者御本人のニーズというのが、18歳以上になった時にはできれば成人のサービスに移行するというところにあるのではないかとお思ひしているところでございます。

(村山委員)

今加齢児とありましたがけれども、その方々には正に相談支援の方をきちんとつけて、そこ(相談支援事業所)と、一職員ではなくサービス管理者辺りの方々が一緒に考えながら

やっていくという方向で、パーソナルサポーターはあくまで本人の思いを伝えていくという、どういう形での地域移行をしたらいいのかということ（考える）、そういう立場に徹するというのが大事じゃないかなと感じます。

（三島委員）

地域移行に関して先程から気になっているのは、先程課長とかの話の中で、かなり保護者の方から、いやいやそんなの（地域移行は）難しいとか、（移行先の施設等の）実績が分からないのに無理やり卒園かといった話がある。また職員だって無理なんじゃないですかと言う状況がある。僕は、そうしたものを解消する何らかの組織がないといけないと。北海道の事例で賢かったのは、中間施設を設けたことです。二年間ぐらい試しにやってみて、駄目だったら元の施設に戻ろうと地域移行トライアルの機能を持った組織、北海道ではサテライト施設とありますが、そうしたものを作るのがいいのではないか。そうしたら、地域移行のトライアルはまず練習してみて、保護者もそれでトライしましょう、駄目だったらまた元に戻れますという安心感。それで実際やってみたら結構大丈夫だったみたいな話がほとんどです。それを相談支援の事業所がいきなりどこかで探してというのは大変です。

（地域移行に向けての）階段は凄く高いんですけど、（地域移行する上で）真ん中に補助機能、中間的な組織を作っていくと良いと思います。それが例の北海道の「はるにれの里」というところなんです。現況だといきなり個別的に地域移行が可能か可能でないか、みたいになると地域移行は困難です。それを僕はできればアドバンスなうらでできないかなと期待しています。

（佐藤座長）

そうした中間施設も必要だと思いますし、現実には、パーソナルサポーターの方の御報告の中で何人かありますように、一度ショートステイ等で外の生活を経験していただくという、正に御本人の意向を代弁すると言ったって、経験のないものについて考えてくださいと言ったって考えようが御本人もない訳ですから、御本人にそういう経験をしていただくということも試みとしてやっていただくことが必要なんだろうと。これも御本人の意向の意思決定支援の一つであって、全く何も行かないでじっと見ていて御本人の意向って言ったって、そんなことはあり得ない訳なので。そこは積極的に色んな経験を積んでいただくためにサポートしていただくということも必要なんだろうと思いますし、現にやっていたという風に思っております。そういう意味で緩やかな地域移行というか、御本人の意向を聞き取って地域移行を考えていただくための一つの知恵・力になるのかなと。もちろん他の職員さんもそういうことを考えていただくということも必要なんですけれども、中々忙しい中で、また職員の立場ということころで難しいところもありますから、第三者のパーソナルサポーターさんもそういうことに取り組んで下さるということは大変良いことかなという風に思っております。

○ 別冊資料 2、3 についての説明

<別冊資料 1～3 は会議終了後回収>

[非 公 開]

② 平成26年度末までの見直しの進捗の評価（案）

○ 資料7、8についての説明

<委員討議>

（三島委員）

強度行動障害の支援の研修というのがあると思うのですが、僕が懸念しているのは、この研修のレベルを今上げちゃうと施設の中の専門家しか出来ないという形になってしまってその他の子達は閉じ込めてしまう。（研修を受けた）この人達しかサポートを出来ないという形でその職員が勤務する施設に閉じ込めがちになってしまいます。もう一つの方向とは、地域で（障害者の支援を）やっている人にも裾野を広げていくことがこれからは大事と思っています。その辺をお願いしたいと思っています。

（佐藤座長）

これは今の三島委員の意見を伺って気がついたんですが、要するに袖ヶ浦（福祉センター）だけの評価案で、地域について袖ヶ浦（福祉センター）の改革も含めて地域に向けてどういう改革をしていくかという評価が全く項目としてたっていないんですね。要するに地域の改革も含めないと袖ヶ浦（福祉センター）の話は進まないという認識をしておりますので、今の三島委員の意見が反映されるような形の地域に向けた発信ですね。地域改革についてはこういう改革を県としてやっているんだという、これは（千葉県社会福祉）事業団ではなくて、県の問題だと思うんですけども、県としてこういうことをやっているんだという項目が立たないと評価案としては足りないのかなという風に今の三島委員の意見を聞いて思ったところです。

（三島委員）

要は、強度行動障害は施設の専門家で、普通の人（障害者）は地域で、という組み立てのシステムになってしまうといけないということです。地域の人達が強度とまで言わなくても行動障害の人をサポートするのは普通なんですよっていうセンスを是非上げていただきたい。そのための検証なんかをすると良い。イギリスでは常にグッドプラクティス（優れた取組）を広める努力をしている。やっていただくと良いと思います。

（金子委員）

私も、今の関連なんですけど、強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施ということで、16名で年間34日間実施されたということで出ていまして、16名という数字自体を評価としてどのように考えていったらいいのかということが（あって）。確か知的障害者を支援する県内の事業所って250くらいありましたですよ。その中で年間16名。ただ、それ以外に実践報告会には300名が参加したとありますので、そちらの方も併せて評価をしていかなければいけないと思うんですが、この辺りというのはどのように数字を見ていったらいいのかという風に、それについて考えていかなければいけないのかと思

いました。

それと関連なんです、幾つかこういう進捗が見受けられたということで、その具体的な取組みが挙げられているんですが、それも同じで、こういう取組みがあった、ABCがあったということで、それをもって進捗が認められたという風に判断して良いかどうかということについては、どのように整理していったらよろしいんでしょうかね。中々、そういう数値化出来ないものもあると思うのですが、一般に改善計画とかを立てる時だとか、現状とその到達案から踏まえてですね、改善に向けてこういうステップで改善に至るということで、その今年度の目標とか、ある目標に対してここまで取り組んだら概ね例えばBだとか、ここが出来たらAだとか、そういうある程度のものがあった方がいいものも項目の中にはあるんじゃないかなと思うんですよね。中々そういうことが馴染まないものもあると思うんですけれども。出来ているか出来ていないか、それ自体が問われる問題もあると思いますし、その辺をちょっと整理して少し考えていかないと今三島委員、座長が仰られたようなことが出てくるのかなという風に私は考えました。以上です。

(佐藤座長)

前段部分ですが、16名云々というのは多分予算の制約でなっていると私は理解しておりますけれども。それならそれで書きゃえば良い (のではないか)。

(事務局)

16名につきましては、予算の制約というのとはちょっと違うと言いましょうか。この研修につきましては、各圏域に中核となる人材を養成する、地域を引っ張っていける様なリーダー的な人材を養成するというものです。その方々が地域に戻って自分の施設、或いは近隣の施設、事業者に普及と言いましょうか、普及啓発と言いましょうか、指導と言いましょうか、そういう形で拡げて行って欲しいという意味合いがございます。それから、16名で年間34日間という御説明をしましたがけれども、座学中心であれば幾らでも増やせるのですけれども、座学の講義よりもむしろ実地指導がメインで、少人数でグループワークみたいなものですとか、その方の所属する施設に講師が実際に訪問して指導するといったことを重視しているということもあります。少数精鋭とってはなんですけれども、非常に受講者一人ひとりを助け合い等々を通じたきめ細やかな支援をするという性質上、必ずしも受講者の人数を増やすことがちょっと難しいという面もございます。27年度の改善といたしまして、プログラムに、受講生が講師役となって近隣の施設の方々に対して模擬事前事例検討会みたいなものをしていただいて、指導技術を学んでいただくという形で、その受講生が知識を地域にどんどん拡げていくというような、そういう取組みを一層促進出来るような形に改善することを考えております。以上、研修の趣旨等としてはこういうことです。それ以外に、ここには書いてなかったんですけども、国の方で強行(強度行動障害者)支援者向けの研修の標準的テキストと言いますか、標準プログラムを作りまして、それを二日間の基礎研修、実践研修という形で、より裾野を広げる研修について各都道府県での実施依頼があり、千葉県としても今年度からその研修を始めております。地域で支援するという方に対しては、むしろその研修が生きてくるかと思っておりますので、その研修につきましてもここに書きこむような形で (いきたいと思います)。

(佐藤座長)

今の地域向けのところの項目も作っていただいて書き込んでいただければと思います。16名の方についてはそういう趣旨でやるということで。しかし、今後その16名を増やすのか増やさないのかということも含めて、少し今後の見通しも書き込んでいただければという風に思います。それから、金子委員が今言われた後半部分ですけれども、要するに事項とか書類で言えないような改善みたいなものをどこかに書き込めないのかという、ちょっと抽象的なんで中々難しいんですけれども、例えば今私が気付きましたのはソフト面の見直しというところがあって、個別支援計画について進捗がみられなかったと、進捗がみられなかったという風に言っちゃっていいのかどうなのかと良く分からないですが、中長期的な見直しを持って、個別支援計画は現状所謂、我々が(第三者)検証委員会(の委員)をやっていた時に、必ずしも御本人のニーズに合ったものになっていなかったように思いますけれども、それが改革の結果ですね、現状では御本人のニーズを反映させるようなものに改善されつつあるようなことであればそれを書けば良いんでしょうし、嫌、全然、従前どおり(個別支援計画の内容を)コンピューターをコピーしただけで同じですというんだったら、そう書かざるを得ないんでしょうし、そういうことをむしろ書かれた方が良いんじゃないかなという風に思います。そういう趣旨かなと思うんですけれどもね。中長期って言ったって中長期は書きようがないですよ。中長期が分からない訳だから、この見通しがまだまだ出来ていないという風に評価してしまうのは、これはちょっと可哀相な感じがして無理でしょうという風に思っていますので。現状、個別支援計画は御本人の意向を除々に反映するようになってきているけれども、まだまだ改善が必要であるぐらいのお話なのかなと思っています。そういうことを書き込んでいって欲しいというのが趣旨かなという風に、金子委員の意見を聞いていて思いました。もし違っていればまた補足いただければと思います。

(事務局)

今年度中に取りまとめることもありますので、なるべく具体的な修正意見をいただけると大変嬉しいです。

(大屋委員)

今座長の仰っていたのと同じように、袖ヶ浦福祉センターの(見直しの)進捗についての評価は、さっき理事長が仰った様に良く頑張っていると思うんですよ。現実的にできることは大体やっているんじゃないかと思っていますので、やっぱり求められているのは、県がどれだけ頑張るかということが求められていると思いますし。最初から全く同じことを何度も繰り返しになって申し訳ないんですが、強度行動障害にしないようにするとか、したときにもう早めに対処するとかですね。そういうことを県がどこまでできるのかということを出すということが、私としては最も望ましいことだと思いますし、(強度行動障害者支援の)研修の定員にしてもですね。障害者施策推進会議のこの前の3月16日の会議の時に160人にしてくださいということを行いましたよね、それは予算上出来ないんでしょうけれども。それ(講師の)は人数が少ないというのは予算がないから(講師の)人数が

少ない訳ですから、(講師役と考えられる)CAS(千葉県発達障害者支援センター)の人数が少ないから出来ない訳ですよ。160人はともかくとして、全国から(講師役となる人材を)かき集めてくれば、2倍、3倍ぐらいには当然出来る訳ですよ。ですから、そういう点からすると、もっと増やすことは当然出来る訳です。出来ない筈はないんです。これだけの事件が起こったんだから、それ(研修参加人数の増)をやるチャンスなんじゃないかなと思いますし、この事業自体がそもそも袖ヶ浦福祉センターの虐待事件が起きる前から、基本、計画されているところですよ。それに乗っかっている訳ですよ。ですから、それよりプラスアルファ、やっぱりやるということを見せないと先に進まないんじゃないかなと思います。ということで、県がどれだけ強度行動障害に対してコミットしていくかということをもう少し書いた方が良くないかなと思います。

(三島委員)

補足ですが、施設の専門家が言う、所謂強度行動障害者の支援というのと、地域での強度行動障害の支援というのはちょっと違うんですよ。どこが違うかということ、施設型はどうしても管理型になっているんです。どうしたらネガティブな行動が出てこないかなというのがどうしても軸になっていく。だから、そういうネガティブな行動が減ることが目標になるんです。地域型というのは本人のニーズを軸にどう組み立てていくかが軸になるんです。高圧的な管理ということはとても出来ないの。そういう意味では、施設型の強度行動社会のそのサポートというのと、地域型というのは違うので、もう少し地域型の地盤というのを広げていく。つまり、所謂おじさんとかおばさんなんかが出来るとようなサポートというのを開発していくというのが、これからのテーマと思っています。

(村山委員)

私の方からは、強度行動障害の研修ばかりでなく、根本的な暮らしの支援が出来てなかったというのが凄く私の中で印象に強いものですから、例えば、通しの39ページのソフト面の見直しのところで、中長期の見通しを見てというようなイメージの中で大事なのがやっぱり、地域で暮らすことをイメージした個別支援計画であり、それをイメージした日々の支援とかその暮らし方のどんな、どの時間に何を、ここは何をしようかみたいな、そういう組み立てというのを地域で暮らすことをイメージしてすすめていくということが凄く大事です。そういう文言を是非この辺りに入れて欲しいことと、そこの中の開放性の向上というのが(施設の中の)鍵のあるなしというのが開放性ではなく、御本人が地域に出て行く場面が日々あるということが開放性だという風にソフト面では思う訳です。そういうところも入れて欲しいと思います。そして、それに関連して41ページの職員のモチベーションの向上というところで、民間施設等での研修とありますけれども、それも民間施設等で地域でどんな暮らしが出来るとかということを研修することが職員にとっては大事だと思いますのでそういう文言を是非入れて欲しいという風に思います。以上です。

(佐藤座長)

今のは入りますか。いや、それは違ってそれは入らないよというのであれば、今の段階で言ってもらえれば結構でございますけれども。実際にそういう改善が行われたので

あればそういうのも（評価に）入れるべきだし。行われた方がよいんだけども行われていないというのであれば、そういう評価になるだろうし、そういうことを書き加えて欲しいということです。

（金子委員）

曖昧に言ってしまった部分があります。例えば、41ページのキャリア形成の仕組みの構築、事業団とありまして、ここは26年度仕組みの構築については特段の進捗が見られなかった。ただし、グループディスカッションは実施されたとあるんですが、キャリア形成というその中身について私の勉強不足なんですかね。（評価として）合っていないような気がするんです。例えば、職員さんが外部の研修に出るような研修システム自体が存在しないということなのか、年齢とか初任者、或いは中堅、そういったものは既に存在するという事なんですかね。キャリア形成の仕組みの構築に努めるということは、これはないという風にこれだと見受けられてしまうのですが、そういうのは当たり前にあると思うんですけれども。如何なんでしょうか。先程の（千葉県社会福祉）事業団さんの事業計画の中では、職員さんへの人材育成というか、それに向けた研修計画ということが示されていたと思いますので、そこそここの評価が合っていないように感じてしまったんですよ。ここにはない、進捗はみられなかったと書いてあるんですね。ただそういう仕組みがあって、あるけれども、必ずしも研修システムとしては構築されてない、一人ひとりの研修履歴についてきちんと管理できるような体制ができていないという意味で、キャリア形成の仕組みの構築に努めることという、評価としての意見なのか。その辺りが曖昧になってしまっていると思うんですよ。（千葉県社会福祉）事業団さんの計画の中を見ると、そういったことについても計画されていて行われているし、次年度も行うという風に書いてあったかと思うんですが、そのところは如何でしょうか。

（佐藤座長）

キャリア形成のシステムがあるのかないのか。あるとしてどんなものかということを書き込んでそれが行われているか、行われていないのかということも書き込まないところどころ良く分からないよと、そういう指摘だと思いますが、その点如何ですか。

（事務局）

32ページのところをご覧になっていただけると分かると思うのですが、この評価に関しては、26年度末までの進捗状況というのと、これまでの御議論いただいた実施内容とを合わせる形で評価を下しております。ですので、今回キャリア形成の仕組みの構築について議論を始めたところ、この右側のところで書いていますので、未だ検討を始めたという部分でございますので、今回の評価としては構築までは至らなかったというような表現を評価案としてはしているところでございます。ただ、一方で虐待防止に向けての取組み、人権擁護についての取組みといった意味での研修というか、キャリア形成の仕組みということで、そういった人権擁護とか虐待防止につけた形で、（32ページの）左側に書かれているセンターをリードできる職員の育成という点では、人権擁護・虐待防止に向けた意識向上だけでなく、支援上の不安や悩みを共有できる場としてグルー

プディスカッションを実施しているということが言える訳ですので、グループディスカッションは実施されたというような形を評価案に加えているところがございます。ただ、仰るような形で、それまでキャリア形成が出来ているのか出来ていないのかというそういった意味で、比較での評価という形にはなっていないところがございます。ただ、やはり第三者検証委員会の報告書を受けて、これから（袖ヶ浦福祉）センターと県と取り組んでいくべき事項というのを整理した上で評価になってくるので。そこについては確かに、これまでの評価との比較というよりは、むしろ、第三者検証委員会の報告書に出された方向性に沿ったこれからやっていくべき事項についての評価にならざるを得ないという風に思っております。

（佐藤座長）

要するにキャリア形成という言葉、現況の評価の中で入っているものを突きつけて言えばそういうことになるんですが。ここに研修の強化というものも、もし入れ込んだりするとどこかにこれまで全職員が研修を受けてこなかったというのが長らくあった訳ですけども、今回全職員が研修を受けてますよね、何回か。そういうものが今の26年度末の評価の中でどういう位置付けになっているか分かりませんが。全然改革がなされていないということではなく、全職員が受けている訳だから、そこは変わりましたという風に書いてあげないとおかしいような感じがしますけれども。キャリア形成の中に入れるのか、他の項目の中に入れるのか、そういう風に変わったと私は思うんですが。29年度末の評価、どういう評価にする、29年度末の2年後の評価をどうするかということも踏まえて、今年はこんなものにしてどうかみたいなことで評価するとなんか変な感じなんで。現にやっておられることをちゃんと評価しないと進捗評価にならないと思うんです。

（事務局）

これは案でございますので、いただいた御意見を踏まえてまた検討させていただきます。

（佐藤座長）

ハード面の評価についてですが、幾つかリフォームをやりましたという言葉が書いてあるんですが、同時に、将来的には定員減の定員の様子のはっきりしたところで、更に建て直しも考える、というような趣旨のことをどこかに書き入れるというのは難しいでしょうかね。

（事務局）

（第三者検証委員会）報告書とかでも逐次逐次の施設整備というものがあると思いますけれども、定員減後の施設整備、建て替えそのものに関しましては、やはり30年、定員を減った後の部分というところがございます。定員が減って（いくとして）その定員に合わせて今から計画すれば良いじゃないかと言った発想もあると思うのですが、あくまでも元々はきめ細やかなケアの実現というのが目標としてある訳でございますので、これは減っていった定員（の中）の残られた方の状況を見つつということになりますので、これからの検討事項、地域移行を進めながらの検討事項なので、これからという様に思います。

(佐藤座長)

引き続き、検討するぐらいのことでそれをどこかに書いておいていただけるとありがたいという風に思います。他に如何でしょうか。よろしいでしょうか。これは今日、案でお示しいただいて、今の意見をいただいてまたご提供いただいて、更に委員の皆さんがメールかなにかで返すとそういう時間的余裕はあるということですかね。

(事務局)

そうですね。取り急ぎ、事務局の方でまとめましてまた配りたいと思います。ただ、やはり年度末ということもありますので日程はそんなにないかと。

(佐藤座長)

中々事務局の方も忙しくなっておりますけれども、委員の皆さまもお忙しいところ大変なので。中々やり取りが難しくなっておりますけれども、もうちょっと機会をいただければ、いろいろな意見が出るのかなと思っております。

③ その他

資料9についての説明

<委員討議>

(佐藤座長)

今年度の予定について説明をいただきましたが、6月の予定はどうですか。6月1日が自主事業の応募の締切ということですので、その後の2日ですとか、皆さんの御都合はいかがですか。

皆さん大丈夫のようですので、次回は6月2日の午後2時からということで。

その次ですが、8月31日の週で皆さんの御都合はいかがですか。8月31日は大丈夫ですか。

では、その次は8月31日の午後2時からということでお願いします。

第3回見直し進捗管理委員会（平成27年3月24日）

その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
アドバンスながうらの企画提案型譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○書面だけでなくプレゼンテーション等を行い、法人の理念や現在実施している支援の実態を把握して法人を選定する必要がある。 ○譲渡に際しては事業の公益性をもっと強調してもよいのではないか。 ○県の監査での情報や市町村で持っている情報があればそれも加味して法人を選定すべき。
平成27年度の見直しに向けた取組み	<p>【センター利用者の民間施設・地域移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループホームを一から建設すると時間も費用もかかる。借家を利用したグループホームへの移行もあってよいのではないかと。 ○事業団だけが頑張っても利用者の移行は進まない。地域で受け入れられる体制を整備することが必要ではないかと。 <p>【福祉型障害児入所施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の入所施設は入所するとそのまま18歳まで在籍することが多い。家庭に戻るの難しいことも多いが、これからは、一度入所したら18歳まで在籍するという前提ではなく、地域や家庭での支援に繋がるような幅広い視点での支援が求められていると思う。 ○児童相談所が絡む案件だけでなく、行動障害予備軍の児童を一時的に家庭からはなし、集中的に療育してから家庭に戻すことも必要ではないかと。短期入所をうまく活用して児童と家庭をサポートできるとよい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○この委員会は障害者計画全体を担うものではないが、計画の範囲の中で（袖ヶ浦福祉センターの見直しが）どういう位置付けになるのかを踏まえて議論をしている。非公開部分についてもある程度の概要を公表し、色々な議論を行っていることを県民の皆さんに知ってほしい。